

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

ゴルフはスポーツである。国民体育大会をはじめとする各種競技大会の正式種目になつてゐるのみならず、二〇一六年リオデジャネイロオリンピック競技大会から正式競技に復帰し、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でも、正式競技として開催されることになつてゐる。国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツである。

さらに、ゴルフは、子供から高齢者、障害者まで親しみることができ、健康寿命延伸にもつながることで注目される生涯スポーツでもあり、我が国では約九百万人がプレーする国民的スポーツとなつてゐる。また、ゴルフプレー料金の低廉化が進み、ゴルフ場利用者の半数以上が年収五百万円以下であることなど、今や、ゴルファーに特段の担税力があるわけではなく、ゴルフは生涯に渡る大衆スポーツである。

その一方で、我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、平成十五年度に一部非課税措置が導入されたものの、未だに存続している。スポーツであるにもかかわらず、ゴルフだけがいまだ競技者から税金を徴収している。

ゴルフ場は、他の屋外スポーツに比べ格段の行政サービスを受けていないとの調査結果がありながらも、近年では関係者の地道な努力によつて、環境保全に貢献し、防災拠点となり、地域の雇用と経済を支える多面的機能が評価されるに至つてゐる。

ただ、現在のゴルフ場を取り巻く環境は厳しく、ゴルフ場の数はここ十年で百八十三か所も減少しており、ゴルフ場利用税の収入額はピーク時の平成四年度の約一〇三四億円から平成二十九年度の四四七億円と半分以下となつてゐることから、ゴルフ場利用税に頼る市町村においても、今後、益々厳しい状況になる流れにある。

こうした中、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは、税の公平性の観点からも極めて不當なもので、「なぜゴルフだけが差別されなければならないのか」との数多くの声が上がつており、国内外の各分野のゴルフ関係者からも廃止の強い要望が出ている。国際組織である国際ゴルフ連盟から、「ゴルフ場利用税が時代遅れで、不平等で且つ不公正であること。不平等な課税はオリンピックの価値を反映していないと共にスポーツへのアクセスの増進に

貢献しない」旨の書簡が寄せられている。またオリンピック関係者からも、廃止の強い要望を頂いているところである。

ゴルフ場利用税交付金はゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源であり、廃止に際しては、代替的な財源確保に配慮し、所要の措置を講ずること。

いよいよ東京でオリンピック・パラリンピック競技大会を開催するにあたり、今年こそ、税制改正において、ゴルフはスポーツであるという点で「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。

尚、「廃止」は最終的な目標として掲げつつ、来年には2020東京オリンピック競技大会が開催されることから、この目標に向けて少しでも前進するため、ゴルフ団体の意向や、文部科学部会の決定を踏まえ、令和2年度税制改正については、非課税対象となる年齢枠の拡大を含め、「非課税措置の拡充」を是非とも実現したい。

右、決議する。

令和元年十一月十二日

自民党ゴルフ振興議員連盟

会長 衛藤 征士郎